

令和5年4月

さつま町議会臨時会会議録

令和5年4月24日 開会

令和5年4月24日 閉会

さつま町議会

令和5年4月さつま町議会臨時会審議結果

令和5年4月24日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議案 25	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	R5. 4. 24	R5. 4. 24	承認	—
26	さつま町教育長の任命について	〃	〃	同意	—
27	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	—

令和5年4月さつま町議会臨時会会議録

目 次

○4月24日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例 及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第26号 さつま町教育長の任命について	4
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第27号 さつま町教育委員会委員の任命について	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
閉 会	6

令和5年4月さつま町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年4月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
14番	川 口 憲 男 議員	15番	柏 木 幸 平 議員
16番	宮之脇 尚 美 議員		

欠席議員(1名)

13番 上久保 澄 雄 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
総務課 長	角 茂 樹 君	企画政策課 長	小野原 和 人 君
財政課 長	富 満 悦 郎 君	税 務 課 長	西 圀 豪 紀 君
教育総務課 長	大 平 誠 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 4 議案第 26 号 さつま町教育長の任命について
- 第 5 議案第 27 号 さつま町教育委員会委員の任命について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和5年4月さつま町議会臨時会を開会します。

13番、上久保澄雄議員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、新改秀作議員及び11番、古田昌也議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日間に決定しました。

△日程第3「議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。それでは、「議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」について、提案理由を申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について、緊急を要したため地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございまして、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（西園 豪紀君）

それでは、「議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」につきまして、内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

勉強不足で申し訳ございませんが、この町民税関係の農業所得の関係、肉用牛の売却の関係。期限が延長されるということで、大変、農家は有難いわけでございますが、せり価格の上限かれこれはなかったものか。その辺りの確認を一点だけさせていただきたいと思います。

○税務課長（西園 豪紀君）

肉用牛売却所得の課税特例措置についてでございますが、これにつきましては、1頭当たり100万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで所得税や住民税が免除されるという仕組みになっているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」は、承認されました。

△日程第4「議案第26号 さつま町教育長の任命について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4 「議案第26号 さつま町教育長の任命について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第26号 さつま町教育長の任命について」でございます。

さつま町教育長であります、原園修二氏が令和5年5月9日付けをもって、任期満了になることに伴い、新たに中山春年氏を教育長に任命しようとするものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第26号 さつま町教育長の任命について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第26号 さつま町教育長の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第26号 さつま町教育長の任命について」は、同意することに決定しました。

△日程第5「議案第27号 さつま町教育委員会委員の任命について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5 「議案第27号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第27号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員の上別府克朗氏が、令和5年5月9日付けをもって任期満了となることに伴い、新たに羽有郁夫氏を委員に任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

それでは、「議案第27号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第27号 さつま町教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第27号 さつま町教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和5年4月さつま町議会臨時会を閉会します。

閉会時刻 午前9時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 新 改 秀 作

さつま町議会議員 古 田 昌 也

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員